

(介護予防)短期入所生活介護重要事項説明書

(令和 7年 3月 31日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 045-511-7788

担当 生活相談員 五十嵐 英世

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 特別養護老人ホーム 横浜ナーシングビレッジ概要

(1)施設の名称・所在地

施設名	特別養護老人ホーム 横浜ナーシングビレッジ
所在地	神奈川県横浜市緑区白山4丁目74番3号
事業者番号	神奈川県指定 1473301412
施設長名	倉持 あおい

(2)施設職員の体制(併設介護老人福祉施設)

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉施設 長資格認定	1名		施設の総合的な管理	1名
医師		名	1名	ご利用者の健康管理	1名
生活相談員	社会福祉主事 任用	2名		ご利用者ご家族に対する相談援助	2名
管理栄養士		1名		ご利用者の栄養に関する管理	1名
介護支援専門員	ケアマネジャー	2名		ケアプランの策定	2名
機能訓練指導員	あん摩マッサージ 指圧師	1名		機能訓練指導	1名
事務職員		1名		総務・経理	1名
介護・看護職員	看護師	2名	2名	ご利用者の健康管理	6名
	准看護師	1名	1名		
	介護福祉士	20名	8名	ご利用者の介護全般	28名 11名 9名
	介護初任者研修・実務者研修	10名	1名		
	その他	9名	0名		

(3)同施設の設備等概要

定員	10名	医務室	1室
居室(個室)	10室(1室15㎡)	食堂(談話室兼)	1室
浴室	一般浴槽と特別浴槽 があります。	機能訓練スペース	2スペース

3. サービス内容

(1) 介護保険サービス

① (介護予防)短期入所サービス計画の立案(利用日数が4日を超える場合)

ご利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、「居宅サービス計画」(「介護予防サービス・支援計画書」)に沿って、「(介護予防)短期入所生活介護サービス計画」を立案いたします。

② 居室

各居室、個室となります。10居室にて1ユニットとして、各ご利用者が交流し共同生活を営める設備・構造となっております。

③ 食事

朝食:午前8時00分～午前10時00分

昼食:午後0時00分～午後2時00分

夕食:午後6時00分～午後8時00分

管理栄養士(又は栄養士)により、栄養の管理並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものを提供いたします。

ご利用者の身体の状況に応じ、療養食の提供を行います。

④ 入浴

週に2回以上、入浴または清拭を行う。但し、ご利用者に疾病等により医師が入浴を行うことが適当でないと判断する場合には、この限りではありません。

⑤ 介護

「(介護予防)短期入所生活介護サービス計画」に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等

⑥ 機能訓練

各ご利用者の状況に応じ、2・3階の機能訓練スペースにて機能訓練を行います。

⑦ 生活相談

生活相談員に生活に関する相談を行うことができます。

⑧ 健康管理

医師及び看護職員がご利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置を行います。

⑨ 見守り支援システム

ご利用者様の安全確保及び睡眠の質向上、ならびに生産性向上のため、各利用者様に介護ロボットを使用します(見守りカメラ含む)

ただし、その使用を利用者及び家族が希望しない場合は、施設に申し出ることにより使用を中止することができます。

(2) 介護保険外サービス

① 理美容サービス

理美容師が来園し、希望に応じた理美容サービスを提供いたします。料金は、実費となります。

② 買い物代行

ご希望に応じ、買い物(ご本人選択による日用品等)の代行を行います。利用料金は、【契約書別紙】のとおりです。

③ 特別な食事の提供

通常の食事にかかる費用を超える材料を使用して特別な調理を行う選択食をご希望者に提供いたします。利用料金は実費となります。

④ 社会生活上の適宜の供与等

年に数回、施設全体での交流を図るため行事を行います。また、趣味、教養、娯楽設備等を整え、ご利用者自らが希望・選択する自律的な生活を図れるよう支援を行います。

⑤ その他

その他、ご利用者等のご希望により、郵送物の手続き代行や書類複写等の事務的支援を行うことができます。職員にご相談下さい。利用料金については、【契約書別紙】のとおりです。

4. 利用料金

(1) 基本サービス料金

介護認定	単位数	1日の報酬額 (円)	1日あたりの自 己負担額 1割 (円)	1日あたりの自 己負担額 2割 (円)	1日あたりの自 己負担額 3割 (円)
要支援1	529	5,755	576	1,152	1,728
要支援2	656	7,137	714	1,428	2,142
要介護1	704	7,659	766	1,532	2,298
要介護2	772	8,399	840	1,680	2,520
要介護3	847	9,215	922	1,844	2,766
要介護4	918	9,987	999	1,998	2,997
要介護5	987	10,738	1,074	2,148	3,222

(2級地のため、1単位が10.88円)

(2) 加算料金等(※印は職員配置等により変動が生ずる場合があります。)

区 分	1日の単位	1日あたりの 自己負担額 1割(円)	1日あたりの 自己負担額 2割(円)	1日あたりの 自己負担額 3割(円)	備考
送迎費(片道分)	184	200	400	600	片道分 通常送迎地域
※看護体制加算(Ⅰ)	4	5	10	15	
※看護体制加算(Ⅱ)	8	9	18	27	
療養食加算	24	27	54	81	1回につき8単位
在宅中重度者受入加算(Ⅰ)	421	458	916	1,374	
在宅中重度者受入加算(Ⅲ)	413	449	898	1,347	
医療連携強化加算	58	64	128	192	
看取り連携体制加算	64	67	134	201	
緊急短期入所受入加算	90	98	196	294	
若年性認知症受入加算	120	130	260	390	
※夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	19	38	57	

※機能訓練体制加算	12	13	26	39	
個別機能訓練加算	56	61	122	183	
※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	24	48	72	
※サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	19	38	57	
※サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	7	14	21	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	108	216	324	1月当たり
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	11	22	33	1月当たり
介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計単位数の14.0%				1月あたり

(3) 上記利用料については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

1) 高額介護サービス費の支給

1か月の介護サービス(介護保険対象分)の1割負担の合計額が所得に応じた下記上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

対象者	自己負担上限
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 	15,000円(世帯)
<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税の方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方 	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税の方 	24,600円(世帯)
<ul style="list-style-type: none"> 市民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満 	44,000円(世帯)
<ul style="list-style-type: none"> 課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満 	93,000円(世帯)
<ul style="list-style-type: none"> 課税所得690万円(年収約1,160万円)以上 	140,100円(世帯)

2) その他自己負担を軽減する制度について

・横浜市在宅サービス利用者負担助成

自己負担額(介護保険1割分)の一部を助成
市民税非課税世帯、収入要件等基準があります。

・社会福祉法人による利用者負担の軽減

自己負担額(介護保険1割負担、食費・居住費)を1/4に軽減
市民税非課税世帯、収入要件等基準があります。

(4) 所定料金(介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの)

① 食事代

1食あたり 朝食 400円 昼食 600円 夕食 600円
(1日あたり 1,600円)

※食事代については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

②居住費

1日あたり 3,200円

※居住費については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。(日額)

段階	対 象 者		居 住 費	食 費
第1段階	生活保護受給者		880円	300円
	老齢福祉年金受給者			
第2段階	非課税年金額、合計所得金額と年金収入の合計が80万以下の方 預貯金等の合計金額が基準額以下		880円	600円
	非課税年金額、合計所得金額と年金収入の合計が80万円超の120万円以下 預貯金等の合計金額が基準額以下			
第3段階	住民税世帯非課税	第3段階①	1,370円	1,000円
		第3段階②		
非課税年金額、合計所得金額と年金収入の合計が120万円超 預貯金等の合計金額が基準額以下				

③日常生活費(以下課税、税込)

個別で必要とする物(ただしオムツを除きます)につきましては、お客様の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。基本的にご持参ください。

④個別サービス利用料金

サービス項目	サービス内容	料 金	
理美容サービス	理容師、美容師が来園し、理美容サービスを提供した場合	実費をご負担いただきます。	
特別な食事(本人希望)	花見・夏祭り・敬老会・新年会などの自己選択での食事や出前等	実費をご負担いただきます	
おやつ代	15時におやつを提供を行います。	100円	1日
口座自動引落手数料(原則月1回)	施設ご利用料金の支払を口座自動引落到された場合の手数料	157円	1回
通信運搬費	郵便物・郵送物等の郵送料	実費	
書類複写費	記録物等の複写にかかる費用	10円	1枚
医療機関利用	医療機関受診時の診療報酬、処方薬品費用	実費	
その他実費負担にて負担すべきと思われるもの	基本サービスや上記個別サービス費にあたらぬもので、費用の発生する場合には、別途相談いたします。	実費	

※ その他個別でご希望されたサービスについては、その都度実費を頂きます。

⑤ キャンセル料

ご利用様が利用開始予定日の前日 17 時までには通知することなく、サービスの中止をした場合、1 日分の基本料金の 1 割と 1 日分の食費・滞在費を支払うものとします。ただし、サービス利用直前にご利用様の体調不良等のやむを得ない理由によるサービス中止の場合はキャンセル料の請求はしないものとします。

⑥ 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。支払い方法は、口座振替と銀行振込のいずれかの方法を選択できます。(ご契約の際にお選び下さい。)

5. サービス利用方法

(1) サービス利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。(初回利用に限り)なお、ご利用の予約は3ヶ月前からできます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 利用の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ ご利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他のご利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(3) サービス利用契約の終了

① ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に(介護予防)短期入所生活介護をご利用でなければ、文書のお申し出により、いつでも解約できます。

この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ・ 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設・小規模多機能型生活介護へ入所(利用開始)した場合
- ・ 介護認定区分が、非該当(自立)となった場合(この場合、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再契約することができます。)
- ・ ご利用者が死亡又は被保険者資格を喪失した場合

③その他

- ・ ご利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書にて通知いたします。
 - ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了・予約の解消していただく場合がございます。この場合、契約終了・予約の解消の30日前までに文書で通知いたします。
- ※ 契約の終了に際しては、その後の予約は無効となります。

(4) 介護サービスのご利用にあたっての留意いただきたい事項

・ 禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力(身体的な暴力を持って危険を及ぼす行為)
- ② 職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為)
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)

6. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

短期入所生活介護事業所は、ご利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指すものとする。

介護予防短期入所生活介護事業所は、ご利用者が可能な限りその居宅において、相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

短期入所生活介護事業所並びに介護予防短期入所生活介護事業所は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する区市町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実地	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束	無	ただし、(介護予防)短期入所生活介護契約書第4条第3項の規定に基づき、身体的拘束を行う場合もあります。
その他		

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会

原則として19時以降の面会をご遠慮願います。また、風邪症状や体調のすぐれない時はご遠慮下さい。面会時は面会カードの記入をお願いしております。

- ・ 外出

外出時はご家族の責任において行ってください。ご利用者の体調のすぐれないときはご遠慮願います。外出に際しては事前に連絡・届出をお願いしております。

- ・ 飲酒

施設内での飲酒については、ご家族意向も含めた自己責任にて行っていただきますが、疾病や身体状況や体調不良時等において健康管理上、また、共同生活を営む上で、一定の制限やご遠慮願う場合がございます。

- ・ 喫煙

施設防災上、喫煙に関しては、所定の場所での喫煙等一定の管理をいたします。また、医師の指示により喫煙をご遠慮願うこともあります。

- ・ 設備、器具の利用

施設が保有する設備・器具の取り扱いは、危険防止のため、職員の指導のもと使用してください。また、故意にそれらを破損させた場合は弁償していただきます。

- ・ 金銭、貴重品の管理

なるべく多額の現金および貴重品を手元に置かず、施設に預けるようお願いいたします。

- ・ 所持品の持ち込み

施設防災上、火災の心配につながるもの(ストーブ・コンロなど)は不可。また、施設の防災・衛生管理上好ましくないものはご遠慮いただく場合がございます。

※ 必要に応じて、ご相談下さい。

また、なるべく必要な日用品のみとしてください。入所当日に持ち物のチェックをさせていただきます(紛失防止のため)

- ・ 宗教活動

他のご利用者や職員に対して布教活動は行わないで下さい。また、信仰上の理由により介護・看護・医療の提供上、留意する事項がありましたら、事前に申し出て下さい。

- ・ 施設外での受診

緊急を要する場合、事前に確認した医療機関への受診、救急車の手配等行います。受診時は原則としてご家族付き添いをお願いします。また、医療機関受診が必要と思われる場合、緊急連絡先へご連絡しますので、受診をお願いいたします。

- ・ その他

緊急時連絡先等変更ありましたら速やかにご連絡下さい。

その他、ご不明な点は、生活相談員にお問い合わせ下さい。

(4) その他

- ・ 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、関係機関と連絡をとり、

必要な措置を講じます。

- ・ サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、ご家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により賠償にすべき事故が発生した場合には、加入している賠償責任保険により損害賠償を行ないます。但し、事業所の責に帰するべからざる事由による場合は、この限りではありません。

緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等あった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡いたします。

7. 非常災害対策

災害時の対応	施設防災対策計画に基づく
防災設備	消防法に基づく認可済み
防災訓練	年2回
防災責任者	五十嵐 英世

8. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 五十嵐 英世 電話 045-511-7788

② 第三者委員

永塚 庄一 電話 04-7196-0183

細井 久男 電話 04-7196-1061

③ その他

当施設以外に、市区町村の相談・苦情窓口でも受けつけています。

横浜市健康福祉局高齢施設課

045-671-3923

その他、神奈川県国保連合会等でも受けつけております。

10. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 佰和会
代表者役職・氏名	理事長 野口 佳春

施設・拠点	特別養護老人ホーム	2カ所
	グループホーム	1カ所
	併設施設	
	(介護予防)短期入所生活介護	2カ所
	(介護予防)通所介護	2カ所
	居宅介護支援	1カ所
	地域包括支援センター	1カ所

11. その他

協力病院 虎ノ門中村クリニック、新緑総合病院

令和 年 月 日

(介護予防)短期入所生活介護にあたり、ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地

神奈川県横浜市緑区白山4丁目74番3号

名称

特別養護老人ホーム 横浜ナーシングビレッジ

施設長

倉持 あおい

印

説明者 生活相談員

印

私は、契約書および本書面により、事業者から(介護予防)短期入所生活介護利用について重要事項の説明に同意し交付を受けました。

ご利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印